

令和4年度 第1回 佐倉市福祉有償運送運営協議会議事要録

開催日時 令和4年5月27日(金) 9時30分～11時21分

開催場所 佐倉市役所 1号館 3階 会議室

出席委員 亀田 満、平田 伸一【代理人】川野 将充、
高梨子 淳一、海上 美佳、谷野 宏輝、片岡 昭雄、岡本 美典
村中 博之、木村 毅(9名)

欠席委員 金子 拓也

事務局 小林 知明(社会福祉課長)、井上 睦(社会福祉課地域福祉班班長)
菅原 英雄(社会福祉課主査補)、奈良 昭宏(社会福祉課主査補)

事業主体 特定非営利活動法人 ココプロ 2名、
社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会 2名

傍聴人 なし

【次第】

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 福祉有償運送の必要性について
 - (2) 新規登録の申請に係る協議について
・特定非営利活動法人 ココプロ
 - (3) 更新登録の申請に係る協議について
・社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会
- 4 その他
- 5 閉会

次第3 議事

◆事務局

それでは、要綱第7条第1項により、「会長が議長となる」旨が規定されておりますので、議事進行を会長にお願いします。

◇会長

それでは、会議次第に従い進めさせていただきます。

本日の出席委員は、10名中 9名でございます。過半数以上のご出席をいただいております。要綱第7条第2項の規定に基づき、本協議会は成立いたします。

それでは、議事に入る前に、会議に関する基本的な事項について確認をさせていただきたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いします。

▲事務局

「会議の公開について(各事業者の説明及び質疑応答までを「公開」とし、協議については「非公開」とする旨)」説明

◇会長

ただいま、事務局から説明がありました件について何かご意見等がありますか。

◇会長

ないようですので、「会議の一部非公開について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

◇会長

では、賛成全員ですので、佐倉市福祉有償運送運営協議会において、本日の会議を一部非公開とすることと決定いたしました。

次第4 議事(1)福祉有償運送の必要性について

◇会長

それでは、議事(1)「福祉有償運送の必要性について」、事務局から説明をお願いします。

▲事務局

佐倉市における高齢者人口の推移と将来推計について、佐倉市内の移動制約者の状況について、佐倉市福祉タクシー利用券と佐倉市福祉寝台車利用券の利用状況について、市内タクシー事業者 タクシーの配備状況について、福祉有償運送各事業者の運送実績等に

ついて、説明。

◇会長

ただいま、事務局から議事(1)「福祉有償運送の必要性について」説明がありました。この件につきまして、何かご質問やご意見はありますか。

□C 委員

福祉有償運送各事業者の運送実績等について、令和3年度に関しては、4事業者の報告がない。市はどのように捉えているか。令和4年度も同様ならどう対処するのか。移動制約者約16,000人への福祉有償運送の周知はどうしているのか。

▲事務局

年度終了後2ヶ月以内に運輸支局へ報告することとなっている。まだ期限前なので、事業者個々の内部報告なども経て、適切に対応があると思います。

福祉タクシー利用券等の周知は、障害福祉部門や介護福祉部門で案内を行い、適宜、広報等も利用しています。

□A 委員

佐倉市社会福祉協議会は、長らくボランティア活動を含めて、車による外出支援を提供している。高齢者、移動制約者の数は確実に増えてきており、ニーズはこの数字からも読み取れる。現状、佐倉市社会福祉協議会が行っている移動サービスの中でも、必要と思われるニーズのうち、通院、役所へ行くなど、必要に迫られる外出に多く充てられている。その中で、例えば、包括さんと一緒に施設の車で協力するとか、あるいは、南部圏域でも施設が協力して、ボランティアが地区社協と一緒に支援を行う、千代田地区でも地区社協が支援するなど、様々な制度外の外出支援も広がっている。佐倉市内で地域福祉コーディネーターをモデル事業として志津南部圏域に配置しているが、外出のニーズが増えてきている。結論として、今も今後も、多くの市民の外出ニーズが増えてくる。これを支えていくには、事業者の専門のタクシー、福祉有償運送、市民相互の協力、それぞれが協力し、全体的に増えていく必要がある。福祉有償運送で支える方々は現状も多く、今後も伸びていくのではないかと意見を申し上げたい。

◇会長

他にございませんか。無いようですので、それでは、表決に入ります。
議事(1)「福祉有償運送の必要性について」必要があるとされる方は挙手をお願いします。

(挙手)

◇会長

では、賛成全員ですので、佐倉市福祉有償運送運営協議会において、議事(1)「福祉有償運送の必要性について」は、必要であると決定いたしました。

次第5 議事(2)特定非営利活動法人 ココプロにおける新規申請について

議事(3)社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会における更新申請について

◇会長

引き続き議事(2)「特定非営利活動法人 ココプロにおける新規申請について」、議事(3)「社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会における更新申請について」事務局から説明をお願いします。

▲事務局

議事(2)「特定非営利活動法人 ココプロにおける新規申請について」、議事(3)「社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会における更新申請について」ですが、『運送の区域』『旅客から収受する対価』『旅客の範囲』『その他必要と認められる措置』について、各事業者からご説明いただき、事業者が退席した後に、委員の皆様にご協議いただいたうえで、議事毎に表決していただきたいと考えております。

なお、本日の資料に各事業者より提出いただいた協議資料を事前に事務局で確認し、申請チェックリストとしてまとめてありますのでご確認ください。

◇会長

事務局から、議事説明及び協議、表決の方法について提案がありました。委員の皆さま如何でしょうか。(意見なし)

それでは、事務局の提案どおり進行いたします。

では、初めに、特定非営利活動法人 ココプロの事業者の方から、新規申請について説明をお願いします。

議事2説明

▼事業者(特定非営利活動法人 ココプロ)

昨年の11月にNPO法人の認可をいただき、先ほど皆様にお配りした資料にあるような運営理念、運営方針のもとにサービスを展開しております。このたび運送サービスの申請を行うのは事業の柱としている介護保険外の、国が推進する政策でもある集いの場、居場所

事業というのを佐倉市で先駆けて展開していきたい、とスタートしました。そこで対象とする方が、介護保険のチェックリストに該当する方、という微妙なラインである介護予防の前段階の方に集っていただき、デイサービスのようなものを行っております。実を言いますと、他市ではこれを緩和型サービス A 型というのに該当して事業化されているのですが、佐倉市ではまだ事例はない、と伺っています。そこで、民間でそのサービスを行おう、と開始しました。この事業を継続するために必要最低限の経費をいただきながら、通われるのが困難な方に対して福祉有償運送サービスを展開していければ、と考える。

運送の対象とする方、ということでチェックリストに該当して、地域包括支援センターの方がハイリスクと捉え、としとらん体操にご案内している方などを対象と想定しています。ケアマネージャーさんにも働きかけて、デイサービスなど大人数でのサービスに合わない方に小規模のうちのようなところへどうかと。また現在は無料で行っている郵便局や歯医者などへ出かけるようなサービスをしっかり事業化していきたい、と考えている。そのほか障害者の方や、児童の方なども含めて旅客の対象者 3 名、と書かせていただいている。

運送の対価については、資料に書かせていただいているようにギリギリの経費だけをいただくよう考えている。

説明は以上でございます。

議事 2 質疑

◇会長

ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。委員の皆さま何かございますか。

□H 委員

これは介護保険適用の仕事ではないのですね。要支援、要介護者以外の方を対象か。不特定多数の人も対象か。曖昧ではないか。対象者を絞るチェックリストはあるのか。

▼事業者(特定非営利活動法人 ココプロ)

介護保険外サービスである。介護保険外ですので、対象者は絞っていない。介護予防の趣旨からサービスの必要な人を対象としている。チェックリストはない。チェックリストから漏れた方や、非該当だけれども、何らかの支援が必要な人を対象としたい。また、一般の介護保険のサービスを受けられない方達を、介護予防の観点から早めに支援したい。

□A 委員

要介護、要支援ではないけれど、包括が扱っているチェックリストにあたる人だから、福祉有償運送の対象にはなる、そして介護サービスではなく、独自事業だから介護保険外ということか。介護保険を利用したサービスではなく、道路運送法によるサービス。しかし、対象者は福祉有償運送の対象者。介護保険対象の方も利用してもらってよいが、もっと軽度の方に

介護予防の観点から寄り添いたいということか。

▼事業者(特定非営利活動法人 ココプロ)

その通りである。

□C 委員

申請書類チェックリストについて、クリアでない(△)、のはどういう判断か。備考に申請時に名簿があれば良いとあるが。申請時にクリアでない項目が有ってもよいのか。

▲事務局

市町村での協議の段階は、申請の前段階だから、すべての書式が整ってなくてもよい。△の理由は、運転手が国土交通大臣の認定する福祉有償運送運転者講習を未受講である。運送しようとする旅客の範囲の名簿登録が作成、管理されていない。協議の時点は対象者がいなくても、申請時に名簿があれば良い。

□C 委員

申請時までには名簿は出来るのか。協議の後、申請までに間に合うのか。

▼事業者(特定非営利活動法人 ココプロ)

まだ、2月に周知活動を始めたが新型コロナウイルスの関係等で、問い合わせは幾つかあるがまだ少ない。4月に問い合わせや見学をしに来ており、また近隣で独居の方や買い物が大変な方というのは非常に耳に届いているので、登録者を集められるよう努力したい。

□C 委員

協議会が終わってから申請までに期間の制約はあるのか。

□E 委員

協議後、新規に関しては申請までの期間の定めはない。更新の場合は、満了前 2 ヶ月以内。登録と更新の判断は、名簿が固まらないと更新は出来ない。介護チェックリストに該当する人としらない人がいるかも、ということでしょうか。

▼事業者(特定非営利活動法人 ココプロ)

そうです。

□E 委員

該当しない人はどの区分に？

▼事業者(特定非営利活動法人 ココプロ)

としとらん体操に行こうとしている方とか。

□A 委員

単独で公共交通機関を使うのが難しい方々が、福祉有償運送の対象となるので、市の資料も参考に対象者を絞り、名簿作成にあっては、利用者の定義を整理して作成されたい。

◇会長

福祉有償運送というのは、法律の範囲内で、限定的に体の不自由な方に対して行うもので、その範囲が広がってしまうと民業圧迫となってしまいます。これはあくまで法律の範囲で行っているものであり、個別のイメージはお持ちだと思うが、提出する際は基準に当てはめて整理していく必要があるのではないかと。事務局も後々運輸支局に申請段階で同じような混乱を招かないようアドバイスをし、形式を揃えていただきたい。

□A 委員

運行管理の体制の中で、運転する方に対して出かける前に点呼をとる。これは運行管理の責任者が実施する。人数が少ないように見受けられるが、運転する予定の人がいなかった時に、運行管理責任者が運転せざるを得ないこととなり、他の方が点呼を取る体制が取れなくなるようなことはないか。点呼が取れて、安全に運行が出来る体制は出来ているか。行政も安心するし、有償運送でもあるので適切に対応されたい。

▼事業者(特定非営利活動法人 ココプロ)

その様な体制は取れていると思うが、改めて確認します。

◇会長

マニュアル等も整備され、安全確認の仕方等を整理してください。

□F 委員

先ほどの旅客の範囲を(へ)と(ホ)だけに限定すると利用できない元気な方もいるので、範囲を広げて行ってはどうか。(へ)と(ホ)だけに拘る必要はないのでは。

□D 委員

現在、無償で障害のある方を輸送しているという話があったが、知的障害だと移動は家族が中心となってしまふことが多いが、実際に今行っているサービスはどの様な感じなのか。

▼事業者(特定非営利活動法人 ココプロ)

身体障がいのある子供たちを歯医者に連れて行って差し上げたり、郵便局に行って用事

を済ますのを手伝ったりしている。今のところ身体障がい者の方だけです。

□E 委員

旅客の範囲のところで、配布された通達にもあるが、区分(ロ)から(ト)に該当する方を対象にする場合、この協議会の場で対象とすることが適切かどうか確認することとあるが、先ほどの話だと、その確認はどうするのか。

▲事務局

確認は必要とあるが、今時点、対象が定まっておらず、名簿も出ていないので難しいのではないかと。

□E 委員

具体的にこの区分でこの方というのは難しいが、その分類の方を対象にするかどうかは、最終的に確認するのか。

▲事務局

この場で確認をする方向で考えている。

◇会長

現時点で申請者が対象の範囲を限定できず、この場で確認できない。

□E 委員

持越しの流れでしょうか。

◇会長

議決が取れないと思います。

□C 委員

確認を事務局に一任することは出来るのか。

▼事業者(特定非営利活動法人 ココプロ)

新規申請の場合は、利用者がいない場合が多いと思うが、どうすればよいのか。

□E 委員

名簿の中で固まっていなければならない。予め、この区分でこの方を対象としますと定まった状態でないといけない。新規も更新も、申請段階では名簿の提出が必要である。対象とする区分を入れるのが適切かどうかは、この場で確認を行っていただいた方が良いではない

かと。

▼事業者(特定非営利活動法人 ココプロ)

どの程度書けばよいのか迷ったところもあるが、介護保険外の枠組みを外れたサービスであると想定しているので、ゼロにはしているが、全部の区分を受け入れる準備も整えられると思っている。線引きしているつもりはない。

◇会長

申請(旅客対象者の)範囲を変える、ということですか。

▼事業者(特定非営利活動法人 ココプロ)

どのように数を書けばよいのかわからなかったなので、ゼロにしていた。

▲事務局

人数ではなく、この人をこの様な基準で受け入れます、という明確なものがあれば、審査できると思います。その基準に合った方が申し込みできるということで名簿に登録すればよいのではないか。

◇会長

先ほど委員からも提案があったが、範囲を広げていきたいのか、お考えを聞かせてください。

▲事務局

一般の方が利用できる輸送サービスと、福祉有償運送の間には明確な線引きがありますが、区分のなかで、(へ)の介護チェックリスト該当にはあたらない方のほかにも引き受けるとなると、一般の輸送サービスと何ら変わらなくなってしまうと思います。

□E 委員

通達にもあるが、自閉症や発達障害を持たれている方々を想定しているという確たるものがあれば、この協議会の中で、その様な方を対象とするのは適当である、と判断できると思います。範囲を広げるのは構わないが、どの様な方々を対象とするのか、はっきり明確化していただきたい。

▲事務局

登録する方をどうチェックするか等を決定したものがないと、名簿に記載出来ないなので、文書化したほうが良い。

□F 委員

誰でも利用可であると思うが、福祉有償運送を利用される方はこの区分の中で限定されているので、狭間にあるような方は福祉有償運送では対象ではない。しかし、サービスは利用できると思うので、(イ)から(ト)の中でどれも該当する可能性はあると思うので、この状況下で申請し、利用されるときに正しく確認したのち名簿に記載すれば間違いないのではないかと。

□E 委員

私もこの方がどの区分に当てはまるのか、ということを確認にさせていただく必要があると思います。

▼事業者(特定非営利活動法人 ココプロ)

はい。利用される方たちに関するアセスメントはしっかり行っていくつもりです。

□E 委員

他の事業者も介護保険のチェックリストがあるかを確認して登録されている。

□A 委員

この申請確認チェックリストに載っているように、運送しようとする旅客の範囲は法令・規定に明示されている。申請をされる方々が(イ)から(ト)まで、特に(ト)は何らかの障がいがあって、単独でバスやタクシーなど公共交通機関に乗れない、とアセスメントされている裏付けがあって申請していただく。先ほど(旅客の範囲を)広くされると言ったが、広くされることにより、該当しない方は福祉有償運送ではなく、無料で行うとか、福祉有償運送で行うのはこの人だけです、と確実に約束し、名簿の部分は事務局が確認する、というのでいかがですか。

□E 委員

裏付け、エビデンスまで必ず求めるものではないです。

□A 委員

ただ、確認しているということは必要ではないかと思います。

□E 委員

この協議会の場で確認が取れているのであれば問題ないと思います。

□A 委員

旅客の範囲を広くしたいというお気持ちと、制度で行えることの棲み分けを確認させていただく、というのはいかがか。

◇会長

この場で申請者から範囲を確認することは可能か。

▲事務局

ちなみに、この方を受け入れるなど基準を示した書類はありますか。運営しているうえで、その様なものがないと、民間のタクシーなどと変わりがないと思うのですが。また、そうした基準はまだ設けていないのか。

▼事業者(特定非営利活動法人 ココプロ)

ないです。

◇会長

この会議の原案として記載したことが適当だったのか、という話になるのではないか。

▲事務局

上記をまとめると、今回の運送対象者は、ここに書かれている(イ)から(ト)まで、福祉有償運送の場合は限定的である。今回(へ)と(ト)を対象とする、ということで(へ)は介護保険チェックリストで明確だが、(ト)はどのような方なのかを明確にしないといけない。(イ)から(ホ)も、手帳を持っているなど確認したうえで対象とする、しないを判断しないといけない。利用者によっては、例えば精神障害者などは対応困難なので対象としない、など事業者によって判断・対応が異なる中で、どこまでを対象とするのか、が問われている。その部分があいまいだと、そもそも福祉有償運送の対象として良いのかどうか、ということ議論するので、今日明確に出来ない、ということであれば再議論となるか。

◇会長

この件は協議の場で、委員の方々に確認したいと思います。そのほか何か確認したことはありますか。

議事 3 説明

◇会長

ありがとうございます。続きまして、議事(3)「社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会における更新申請について」事業者から説明をお願いいたします。

▼事業者(社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会)

佐倉市社会福祉協議会は平成17年10月15日より福祉有償運送を開始し、現在16年を経過しています。使用車両は、車いす対応車両が3台、シート回転式の車両を1台供用しております。移動サポーター(運転手)が令和4年5月末で14名おり、全員が福祉有償運送者講習を修了しております。利用者は令和4年5月末時点で40名です。内訳として、(イ)身体障害者15名、(ロ)精神障害者2名、(ハ)知的障害者1名、(ニ)要介護認定者16名、(ホ)要支援認定者15名、(ヘ)介護保険チェックリスト該当者が現在のところ0名、(ト)その他の何らかの障害をお持ちの方が2名です。安全運転管理ですが、全車両6カ月ごとに点検をしており、運行前に運転免許証の所持、飲酒の確認、退庁の時も確認しております。確認体制としては、コーディネーターもしくは職員と、サポーターで行っています。運行実績ですが、昨年度は運行回数734件で、例年より多くなっております。また、活動距離は令和3年度は5,004km、令和2年度は4,082km、令和元年度は5,843kmです。

佐倉市社協の移動サービスは、住民さんの在宅福祉事業として、住民同士の支え合いによる地域福祉の推進を目指しています。利用会員からは、外出の手段として利用できるのはもちろんのこと、単独での外出が出来ないため、人との関わりが少ない及び車内での移動サポーターとの会話が楽しみ、との声をいただいております。

利用登録の際に、希望者宅を訪問させていただいているのですが、それ以外にも生活の困りごとを受けることも少なくなく、行政や包括支援センター、相談支援事業所、地区社協につなぐことも多く、訪問に備えて移動サービス以外の地域資源資料も携えていくよう心掛けています。

最後に、当協議会の移動サービスの有効期限が令和4年8月2日までとなっています。今後も住民同士の支え合いの推進に気持ちよく利用できる移動サービスを継続できるよう、登録更新に向けてご審議をよろしくお願いします。

議事3質疑

◇会長

ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。委員の皆さま何かございますか。

□B 委員

移動サービスを実際に行っている者として意見申しあげたい。現在、4台の車両で運行しているが、1台はストレッチャー付き車椅子で寝ながら乗車できるが、軽自動車の小さな車体のため、体格によっては窮屈である。24時間テレビなどで車両の寄贈の申請を受け付けたりしているが、今後、車両の更新を検討されているのか。

▼事業者（社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会）

老朽化に備えて更新を検討しないといけないが、現行（車両）はまだ動いており、今後動かなくなる場合には車両の確保を考えていきたい。

◇会長

ほかに、何かありますか。

□C 委員

申請時のチェックリストの中で、旅客の対象の（へ）が提出リストに「該当する者 0 名」、とあるが、説明願いたい。

▲事務局

事前に説明を受けたところ、事業者としては配布しております資料のように、申請後に該当する利用希望者が発生した際には、職員とコーディネーターが訪問して資格を確認していることを説明しお認め戴きたい。事務局としては、申請時点で該当者がいない項目は、該当者が現れた段階で変更申請を行うこととなると説明しております。

▼事業者（社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会）

移動サービスの利用者には毎年、更新希望者に対して状況の確認をしております。また、新規の方に対しては、職員とコーディネーターが訪問し、その後コーディネーター会議を月 2 回行っており、利用の適否、1 人で外出が出来るかどうか、を確認・判断しています。この運用が令和 2 年 11 月 27 日付で国土交通省より発出されている『国自旅第 317 号 福祉有償運送の登録に関する処理方針について』に示されている対象が適当であることの確認に適うのではないかと考えております。

□E 委員

（へ）の対象者を加えることが適当かどうか、をこの会議で決めていただくことは適当である。ただ、申請の段階で対象者がいない場合、対象に加えることは出来なくなってしまう。そして更新登録の後で、（へ）に該当する方が出てきた場合、変更登録が必要となってきますので、そのようにご理解いただきたい。

◇会長

ほかに、何かありますか。

□C 委員

この会議の本題とは別に、ご検討いただきたいことがあります。私は現在地区社協の 1 つに参加しているが、そこでの最近の話題として公共交通インフラが充実していないので、日常

生活を送る中で移動手段の確保、特に医療機関への通院が大きな問題となっている。私どもの社協では現在、買物支援サービスというのを行っているが、医療支援までは行き届いていない状況である。自家用有償運送サービスには、福祉輸送と交通空白輸送があつて、佐倉市では後者は取り扱っていないが、市社協には、地区社協の移送サービス推進について配慮をお願いしたい。

▼事業者（社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会）

当該地区に限らず、他の地区でも承知している話であり、地区社協の皆様の声を聞きながら、解決に向けて市の方にも協力をお願いすることになるかもしれないが、よろしくお願いしたい。

◇会長

ありがとうございました。

これより協議に移りたいと思います。申し訳ございませんが、今回の本協議会の協議については、「非公開」とさせていただいておりますので、事業者の方は退席をお願いします。また、協議については、それぞれについて行いますが、□ 委員につきましては自己審議となりますので、市社協の協議については一時退席をお願いいたします。

議事 2 協議

◇会長

それでは、協議に入ります。

まず初めに、議事(2)「特定非営利活動法人 ココプロにおける新規申請について」、現在のところ明確な利用の対象について提示されていない状況ですが、委員の皆様からご意見いかがでしょうか。

□H 委員

私が一番心配しているのは、(旅客の)範囲を決めて、この様な方々の力になりたいんというの分かるが、不特定多数の人に対してどんどん広げていくのではないか、という懸念がある。

□D 委員

このような場があったら良いな、という期待は持てるが、相談支援の方やケアマネの方との連携はどうなのか、と。また、利用する方としては500円という料金設定は分かりやすいし魅力的であるが、輸送の範囲からしてこの料金でいいのか、と。これまでの実施記録などがあれば、それを基に有効な設定を期待したい。

□A 委員

これまで無償で自前の車で輸送サービスをやっていたと思うので、事務局のフォロー等で旅客の対象を仕分けて、介護サービスが必要な方は必要な介護サービス等に繋げることが出来るし、利用者の利便性をさげなければ良いのではないかと。

□E 委員

一概に排除するつもりもないので、事務局としても最低限確認を取ってもらえれば良いのかと。その後にもまた区分を減らすことが出来ればと思います。

□C 委員

申請者（事業者）を佐倉市としては何名くらいまで増やすことを想定されているのか。

▲事務局

事業者個々が設定する運行の区域や、対象者による違いもあるが、先ほど審議したように福祉有償運送の対象となりうる方は増加しており、一概に何名くらい、という想定はしていない。

□C 委員

2025年問題というものが言われている中で、市としてもある程度その様な問題に対応する考えを持っていただきたいと思い、意見を述べさせていただきました。

議事 2 表決

◇会長

他にございませんか。

無いようですので、それでは、議事(2)「特定非営利活動法人 ココプロにおける新規申請について」表決に入ります。私からの提案ですが、旅客の範囲について、再度事務局で聴取・整理いただき、明確になった時点で各委員に書面で送付いただき、書面表決をお願いしたいと思うが、いかがでしょうか。

(異議なし)

◇会長

議事(2)「特定非営利活動法人 ココプロにおける新規申請について」、は書面にて評決することをお願いします。

※ 後日、協議依頼の取り下げ書が提出されたため、書面表決は行わなかった。

議事 3 協議

◇会長

議事(3)「社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会における更新申請について」の協議に移ります。委員の皆様からご意見はありませんか。

□E 委員

(へ)については、具体的にどのような方をターゲットにしているのでしょうか。

▲事務局

申請者に説明を求めます。

▼事業者(社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会)

今後申請される方が、介護チェックリスト該当者で、急速に認知症が進行し、いずれ要支援、要介護者となるであろうけれども、(介護認定を)申請中であるような方がどうしても移動サービスを利用したい、と考えて利用申し込みをされた場合等を想定して、一応すべての区分を対象者としたいと考えます。一般的には介護チェックリストに該当するような方はお一人での異動が困難な方、というのはそうはいないと思うが、そうした急速な病状の進行、身体的衰えがあった方を念頭にしています。

□E 委員

(イ)(ロ)(ハ)・・・の区分の前段で、福祉有償運送は、あくまで一人での移動が困難ということが前提だが、一人で移動できる方もいる、ということか。

▼事業者(社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会)

いいえ、あくまで一人では移動が出来ない方を対象とし、一人でも移動が可能な方は対象外と考えます。

介護チェックリストというのは、そもそも介護保険制度を利用するときに自分の体調はどの程度のものかをチェックするためのもので、移動は大変だ、ということであれば、認定申請を経て要支援、要介護、となるが、介護チェックリスト該当者は、一人でも動ける状態の方がほとんどである。ただ、急速に認知症が進んだ等、突然の疾患等で一人での移動が困難となり、移動サービスを利用したいという方がいればサービスの対象としたい、と考えます。

□E 委員

その様な方々を協議会として加えることが適当である、ということであれば、(へ)も対象として加えることは可能か、と。

議事 3 表決

◇会長

他にありませんか。

無いようですので、旅客の対象に関して表決に入ります。

先ほど確認した旅客の対象として(へ)介護チェックリスト該当者も加えた形で賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成全員ですので、「社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会の行う福祉有償運送サービスにおける旅客の対象について」は、すべての区分の方を対象とすることが、可決されました。

続いて議事(3)「社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会における更新申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成全員ですので、議事(3)「社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会における更新申請について」は、要綱第7条第3項の規定により、可決されました。

本日は長時間誠にありがとうございました。

それでは、司会進行を事務局にお返しします。

次第 6 その他

▲事務局

慎重なご協議ありがとうございました。それでは、先ほどの決定に従い、後日委員の方々には(議案2)について書面にて決議をお願いします。

□E 委員

その際に、旅客の範囲と、新規登録を認めるか、それぞれについて決議を取りますか。

◇会長

はい、先ほどの(議案3)と同様です。

▲事務局

以上を持ちまして、令和4年度 第 1 回 佐倉市福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。